

東近江市賃借料情報

東近江市農業委員会から、農地法第 52 条に基づき賃借料情報の提供を行います。

この情報は、令和 5 年 1 月から令和 5 年 12 月までに農地法や農用地利用集積計画（利用権設定）によって賃貸借された農地の賃借料を集計したものです。

なお、この「賃借料情報」に拘束力はないため、賃借料を決定する際の参考としてご活用いただき、実際の契約に際しては、貸し手・借り手の両者でよく協議した上で、賃借料を決定してください。

《令和 6 年版》

(10 a 当たり)

地域	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
八日市	8,400 円	13,200 円	3,000 円	363	田
永源寺	9,700 円	12,400 円	6,000 円	43	田
五個荘	8,900 円	10,000 円	3,300 円	72	田
愛 東	6,500 円	10,000 円	3,000 円	85	田
湖 東	7,500 円	12,500 円	3,300 円	66	田
能登川	9,500 円	15,300 円	2,900 円	397	田
蒲 生	10,400 円	11,900 円	3,500 円	73	田

- 1 データ数は、集計に用いた筆数です。
- 2 標準的な水準を算出するため、全賃借料データの平均値±70%を超えるものを除いています。
- 3 金額は、算出結果を四捨五入し 100 円単位としています。
- 4 使用貸借（無償）による契約は除いています。

(注意事項)

上記の賃借料情報は、あくまでも過去において実際に取り引きされた賃借料のデータを整理したものです。用水費等を含んでいる場合もありますので、参考資料としてご活用ください。

お問い合わせ

東近江市農業委員会事務局

〒527-8527 東近江市八日市緑町 10 番 5 号

TEL 0748-24-5682 FAX 0748-23-8291

IP 050-5801-5682